

# 天王山 を迎えた コトパンジャン・ダム ODA 裁判

## 3月11日(木) 第7回口頭弁論と 支援アクションにご参加ください

3月11日第7回口頭弁論、3月18日進行協議

### 早期結審に歯止めをかけて実質審理を

ここが山場っ! 東京地裁に集まろう



史上はじめて日本の政府開発援助を問う裁判 = コトパンジャン・ダム ODA 裁判【裏面参照】は、第1回口頭弁論(2003年7月3日)以降、東京地裁による強引な訴訟指揮のもと、月1回というハイペースで進められてきました。これまで原告、被告双方が主張をぶつけてきましたが、審理を急ぐ齊藤隆 裁判長は、3月11日(木)に予定される第7回口頭弁論で、「争点整理」を終えたいとしており、その後の訴訟進行を決める「進行協議」が一週間後の3月18日(木)に予定されています。この3月11日と18日が、今後の裁判の行方を左右する大きな山場になります。コトパンジャン・ダム ODA がもたらした被害の実態を明らかにするためには、早期結審に歯止めをかけ、十分な立証活動を保証させなければなりません。次回法廷の傍聴をはじめ、東京地裁への行動と3月のキャンペーンに、ぜひあなたも足を運んでください(裏面を参照)。

## ODA 借款契約書の提出を拒み続ける JBIC と政府 法廷内外の力を合わせて公開させよう

次回法廷の最大の焦点は、ODA 借款供与契約書の公開問題です。原告側弁護団と裁判長は、ダム建設資金の供与にあたって被告 JBIC (国際協力銀行) とインドネシア政府との間で交わされた借款契約書の提出を何度も求めています。JBIC と日本政府は、「機密文書だ」などという理由で公開を拒否しています。しかし、世界銀行などは援助融資に伴う借款契約書を公開しており、このような理由は国際的にもまったく通用しません。実は、コトパンジャン・ダム建設の借款契約書には、資金供与にあたって日本側で確認すべきとされていた「融資3条件」(住民による移転への同意、補償条件への同意、スマトラ象など環境保護への配慮)が含まれていました。ところがダム建設は住民や自然環境への配慮がまったくなされないまま資金が拠出され、強行されたのです。契約書を公開すれば、日本の援助機関の責任が具体的に明らかになります。これが公開を拒否している最大の理由です。私たちは、借款契約書をはじめとする情報の即時公開を被告に直接求める、電子メールの国際キャンペーンを展開中です。ぜひご協力ください(裏面参照)。

## 現地調査に基づいて住民被害を立証 第7回口頭弁論に合わせて証拠書類を提出予定

次回法廷のもう1つの目玉は、原告側による現地被害実態調査を踏まえた証拠書類の提出です。東京地裁は、昨年9月の第2回口頭弁論以降、住民原告による法廷での意見陳述を認めないという態度を取ってきました。しかし、この裁判は何よりも、コトパンジャンの人々の生活と文化を取り戻す闘いであり、奪われた権利を回復する闘いです。法律論の枠を突破して ODA を裁くためには、現に引き起こされた犯罪の証拠を裁判所と被告に突きつけなければなりません。原告側弁護団と作業グループへのご支援をお願いします。



被害を受けたインドネシアの人々と自然、そして新しい日本のために  
これがあなたに で・き・る こと

## Let's Take Actions !

### アクション 1

## とーきょーちさい へ行こう！

- 3月11日(木) コトパンジャン・ダム裁判 第7回口頭弁論(東京地裁) 傍聴抽選締切 9:30 開廷 10:00
- 2月12日(木) 早朝ビラまき(首切り反対行動と共同) 裁判所事務局に要請行動  
東京地方裁判所 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-4 地下鉄/丸の内線、日比谷線  
傍聴手順や行動詳細については、「支援する会」HP <http://www2.ttcn.ne.jp/~kotopanjang/>

### アクション 2

## ODA 借款契約公開 国際キャンペーンにご協力を！

「JBIC(国際協力銀行)と外務省のヒミツ主義に NO! コトパンジャン・ダム ODA 借款契約書などの開示を  
求める情報公開要求」で「地球の友」、その他の国際 NGO と共同の国際キャンペーンを展開中です。

コト 古都 Web [http://web.kyoto-inet.or.jp/people/ka1484zu/campaign/campaign\\_index.html#disclosure](http://web.kyoto-inet.or.jp/people/ka1484zu/campaign/campaign_index.html#disclosure)  
地球の友インターナショナル <http://www.foei.org/cyberaction/kotopanjang.html>

### アクション 3

## 東京地裁に公正判決を求める署名運動にご協力を！

「コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会」を中心に、東京地裁に公正な審理と判決を求める署名  
運動を全国展開中。第7回口頭弁論(3月11日)に合わせて提出予定です。ご協力をお願いいたします。

署名用紙ダウンロードはこちらへ <http://www2.ttcn.ne.jp/~kotopanjang/PDFdata/signature1.pdf>  
オンライン署名はこちらへ <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/ka1484zu/signature/signature.html>

### アクション 4

## No More ODA 3月キャンペーンに参加しよう！

以下のイベントに、第7回口頭弁論に合わせて来日する現地原告・支援者代表が参加予定です。

- 3月13日(土) アフガニスタン民衆法廷(ICTA)
- 3月14日(日) イラク民衆法廷(ICTI)東京公聴会
- 3月20日(土) World Peace Now(WPN)の集まり
- 3月21日(日) 人権交流集会「今、平和の創造力を」ODA 分科会  
(青年法律家協会) <http://www.seihokyo.jp/>

### コトパンジャン・ダム ODA 裁判とは

2002年9月、コトパンジャン・ダムの建設によって被害  
を受けたインドネシア・スマトラ島の現地住民が、日本政  
府、国際協力銀行(JBIC)、国際協力機構(JICA)、東電  
設計(株)を相手に損害賠償と原状回復を求めて東京地裁  
に提訴しました。第2次提訴を経て原告は住民約8400人、  
さらに自然生態系(インドネシア環境フォーラムが代表)  
も加わりました。この裁判は、ODA を受ける側の住民自  
身が日本政府、JICA など援助機関を訴えた史上初めての  
裁判であり、被害に対する「援助する側の責任」を問う画  
期的な意義を持ちます。2万人余りの被害住民の生活回復、  
スマトラ象など現地生態系の保護、そして日本の「海外援  
助」のあり方そのものが  
今、問われています。



ODA は、ついにイラク軍事占領のための「戦費」へ(約 5600 億  
円)。この裁判は、こうした ODA の「軍事化」、「国益重視」の動きにも  
一石を投じます。



コトパン・サポーターズ京都

# コト 古都

Web: <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/ka1484zu/>

E-Mail: [supporters\\_osewa-owner@egroups.co.jp](mailto:supporters_osewa-owner@egroups.co.jp)